

地域主権関連 3 法案の今国会での確実な成立を求める

平成 23 年 2 月 26 日

全 国 知 事 会

「国と地方の協議の場に関する法律案」など地域主権関連 3 法案は、地方からの再三にわたる要請にも関わらず、昨年通常国会から継続審議となっている。

特に「国と地方の協議の場」の法制化は、地方の長年の悲願である。現在検討がなされている、地方が提供するサービスを含む社会保障と税の一体改革や、住民投票制度の創設等を内容とする地方自治法の改正などは、「国と地方の協議の場」が法制化されれば、いずれも真摯な協議の下に、地方の現場の実態に即した制度設計がなされるはずである。

地域主権関連 3 法案の成立は、地方が地域の資源と独自の創意工夫を最大限に活かせる真の分権型社会の実現に不可欠なものである。先の臨時国会では成立に向けた与野党間協議も整ったものと理解している。これら 3 法案を今国会で確実に成立させることを強く求めるものである。